市受付者

**【先端設備等導入計画に係る認定申請書　チェックシート】**

以下の必要事項を記入し、本チェックシートを申請書に添付して下さい。

**申請事業者等**

　申請事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　事業者担当者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

　電話番号　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

**チェック項目**

申請書類一式

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 申請者 | 市 |
| 先端設備等導入に係る認定申請書・・・・様式第二十二  ※計画変更認定の場合・・・・様式第二十三 | □ | □ |
| 先端設備等導入計画（申請書様式に含まれる） | □ | □ |
| 先端設備等導入計画に関する確認書（認定支援機関確認書） | □ | □ |
| 返信用封筒（申請者の住所、氏名が記載され、切手（申請書類と同程度の重量物を送付可能な金額）を添付したもの） | □ | □ |

※固定資産税の特例措置を受ける場合には、以下の書類も必要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 先端設備等投資計画に関する確認書（認定支援機関確認書） | □ | □ |
| リース会社が固定資産税を納付する場合は、リース契約見積書の写しとリース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書の写し | □ | □ |
| 導入する先端設備等の内容が確認できるもの（例：製品カタログ（写）など） | □ | □ |
| 従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面（1.5%以上、3%以上） | □ | □ |

申請書内容確認

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 法人番号について指定があれば記入（なければ未記入可） | □ | □ |
| 対象者要件：以下のいずれかに該当している   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 業種分類 | | 中小企業等経営強化法第２条第１項  ①または② | | | ①資本金の額又は出資の総額 | ②常時使用する  従業員の数 | | 製造業その他 | | ３億円以下 | ３００人以下 | | 卸売業 | | １億円以下 | １００人以下 | | 小売業 | | ５千万円以下 | ５０人以下 | | サービス業 | | ５千万円以下 | １００人以下 | | 政令指定業種 | ゴム製品製造(※) | ３億円以下 | ９００人以下 | | ソフトウェア業又は  情報処理サービス業 | ３億円以下 | ３００人以下 | | 旅館業 | ５千万円以下 | ２００人以下 |   ※自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く | □ | □ |
| 主たる事業について日本標準産業分類　中分類の確認 | □ | □ |
| 計画期間　３年間または４年間または５年間のいずれか | □ | □ |
| 記載事項の確認  ・４（２）伸び率の確認（年平均３％以上）  　・４（３）中段表　単価×数量＝金額（千円）の確認  　・４（３）中段表　証明書等の文書番号  　・４（３）中段下表　小計、合計の確認 | □ | □ |
| 本市導入促進基本計画との整合性  　・人員削減を目的とした取組みではない  　・公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係がない | □ | □ |

**【固定資産税の特例を受けるための要件チェックシート】**

固定資産税の特例措置を受ける場合は、必要事項を記入し、本チェックシートを申請書に添付して下さい。

**チェック項目**

固定資産税特例の要件

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 申請者 | 市 |
| 対象者要件  ・資本金１億円以下  ・従業員１，０００人以下  ・大規模法人から1/2以上の出資を受けていない  ・二社以上からの大規模法人から合計2/3以上の出資を受けていない | □ | □ |
| 対象設備   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 設備の種類 | 用途等 | 最低価格  （１台・１基） | | 機械装置 | 全て | 160万円以上 | | 工具 | 測定・検査 | 30万円以上 | | 器具備品 | 全て | 30万円以上 | | 建物附属設備（但し、家屋と一体となって効用を果たすものを除く） | 全て | 60万円以上 |   ※ソフトウェアは固定資産税の対象償却資産に含まれません。 | □ | □ |
| Ｒ９．３．３１までに設備を取得するものである | □ | □ |
| 年平均の投資利益率５％以上となることが見込まれる | □ | □ |
| 先端設備等に該当する償却資産として課税対象の設備である  （特殊車両では、大型特殊車両のみ固定資産税の対象になる） | □ | □ |
| 導入設備は中古資産ではない | □ | □ |
| １．５％以上又は３．０％以上の賃上げ表明がなされている | □ | □ |